

**令和5年度
大仙市高圧電気契約事業支援給付金
申請要領
(申請のガイダンス)**

**大仙市経済産業部商工業振興課
〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
☎0187-63-1111 (代表)**

1 給付金の概要

(1) 趣旨

燃料価格の高騰が続いていることや今夏の猛暑を踏まえ、経営圧迫が続いている市内事業者等に対し、事業者の負担を緩和し、地域経済の持続的発展を図ることを目的に、給付金を支給します。

(2) 対象要件

本給付金の支給対象者は、次の要件を満たす者とします。

1. 小売電気事業者と契約を締結し、高圧受電する事業者であって、次のいずれかに該当するもの。（市の指定管理者を除く。）
 - (1) 市内に本社を有する法人
 - (2) 市内に事業所を有し、かつ住所を有する個人事業主
 - (3) 市外に本社を有する法人の場合は、市内に事業所を有し製造業を営んでいるもの
2. 令和5年1月から9月までの任意のひと月と前年同月を比較して電気料金が5万円以上増加した月があること。

※コンビニエンスストアは、本部負担分を除いた電気料金を比較すること。

※市外に本社を有する製造業を営んでいる事業者は、市内事業所の電気料金を比較すること。
3. 秋田県及び市が実施する本給付金以外の電気料金を対象とした支援を受けていないこと。（ただし、大仙市電気料金高騰経営支援給付金を除く）
4. 本給付金支給後も事業継続の意思があること。

1 給付金の概要

(3) 給付額

ひと月の電気料金増額分[※] × 1/2 (千円未満切り捨て)
ただし、1事業者あたり上限100万円

※令和5年1月から9月までの任意のひと月と前年同月の
電気料金を比較し増加した額

(4) 申請受付期間

令和 5年10月2日 (月) ~ **11月17日 (金)**

(5) 支給開始日

令和 5年10月20日 (金)

※以降、10日に1回程度振込を行います。

2 申請手続き等

(1) 本給付金に関する問い合わせ先

本給付金の申請等に関してのご質問・ご相談は、「大仙市経済産業部
商工業振興課」にお問い合わせください。

＜平日 午前9時～午後5時＞

大仙市経済産業部商工業振興課
〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
☎0187-63-1111 (代表)
E-Mail : shoko@city.daisen.lg.jp

(2) 本給付金の申請方法

原則電子申請となります。以下のフォームから申請してください。

<https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2023091500028/>



2 申請手続き等

(3) 電子申請サポート会場

本給付金は原則として電子申請を行っていただきますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な場合は、電子申請サポート会場を設置しておりますので、ご利用ください。

期間※土日除く	会場	時間
10月2日(月)～11月17日(金)	市役所大曲庁舎 2階 商工業振興課	午前9時から午後5時まで

(4) 電子申請が困難な場合は紙での申請も可能です

申請書は、商工業振興課、各支所市民サービス課に用意しております。窓口では添付書類の確認のみとなります。後ほど審査し、不備があった場合は、改めて申請書に記載された問合せ先にご連絡いたします。

期間 ※土日を除く	窓口
10月2日(月)～11月17日(金) 午前9時から午後5時まで	大曲庁舎商工業振興課 各支所市民サービス課

郵送の場合は、任意の封筒（郵便料はご負担願います）で下記までお送りください。**令和5年11月17日必着**です。

**<提出先> 〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
大仙市経済産業部商工業振興課宛て**

2 申請手続き等

(5) 申請書類

No	申請に必要な書類	チェック
1	<p><u>対象月分及び前年同月分の電気料金に係る契約名義、小売電気事業者の名称、使用場所、契約種別、金額等が確認できる書類の写し</u></p> <p>● 電気料金請求内訳書、使用電力量のお知らせ等の写し</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p><u>1の電気料金の支払い状況が確認できる書類</u></p> <p>● 領収書、振込明細書等の写し ※1の書類で確認ができる場合は、添付省略可</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p><u>直近決算期の法人税確定申告書及び法人事業概況説明書の写し</u></p> <p>● 個人事業主の場合は、令和4年確定申告又は市県民税申告の収支内訳書の写しを添付</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p><u>振込口座が確認できる通帳（通帳表紙の裏面）の写し</u></p>	<input type="checkbox"/>
5	<p><u>本人確認書類（個人事業主の方のみ）</u></p> <p>● 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のいずれか一つの写し</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p><u>※紙で申請する場合</u></p> <p>支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書(様式第1号)</p>	<input type="checkbox"/>

2 申請手続き等（申請書類の例）

No. 1 対象月及び前年同月分の電気料金に係る契約名義、小売電気事業者名、使用場所、契約種別、金額等が確認できる書類の写し

例：東北電力の場合（請求内訳書、使用量のお知らせ）

電気料金請求内訳書										
東北 太郎 様					平成 XX 年 X 月分					ページ 1/1
① ご請求金額		消費税等相当額（再掲）			② お客様さま番号		契約1	契約2	契約3	契約4
XX,XXX円		X,XXX円			回数	営業所	市町村	町字	街区	住居
					01	789	23	45	67	000
					枝番	副	R/C	副	R/C	副
					0	0	0	0	0	0
ご請求金額の内訳										
契約1 ③ 契約内容 従量電灯B 40A ご使用期間 平成XX年 X月 X日 ~ 平成XX年 X月 X日 (XX日間) ④ ご使用量 X,XXX kWh ⑤ 供給地点特定番号 02-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX ⑥ 検針日 平成XX年 X月 X日 次回検針日 平成XX年 X月 X日 ⑦										
① ご請求金額		XX,XXX円			⑧ 燃料費調整単価		X月分	X月分		
消費税等相当額（再掲）		X,XXX円			⑨ 再エネ発電賦課金単価		X円XX銭	X円XX銭		
⑩ [内訳] 基本料金		X,XXX円XX銭								
電力量料金										
1~120 kWh		X,XXX円XX銭								
121~300 kWh		X,XXX円XX銭								
300 kWh超過分		XX,XXX円XX銭								
燃料費調整額		X,XXX円XX銭								
再エネ発電促進賦課金		X,XXX円								
端数処理により内訳合計と請求金額が一致しない場合があります。 ご請求金額に含まれる託送料金相当額等の詳細は弊社HPをご覧ください。										
東北電力株式会社			ご契約名義 東北 太郎 様			ご使用場所 仙台市青葉区本町1丁目7-1				
F 4 1 6 9										

料金後納郵便		電気ご使用量のお知らせ				⑫ 当月請求予定金額内訳	
980-8550 仙台市青葉区 本町1丁目 7-1 東北 太郎 様		毎度お引立てをいただきありがとうございます。 平成 XX 年 XX 月の電気ご使用量等について以下のとおりお知らせいたします。				基本料金 X,XXX円 XX銭 電力量料金 (X,XXX kWh) XX,XXX円 XX銭 燃料費調整額 X,XXX円 XX銭 再エネ発電賦課金 X,XXX円 (消費税等相当額再掲) XXX円	
① 検針日 XX月 XX日 ② 契約名義 東北 太郎 様 ③ お客様番号 01-789-23-45-67-000000 ④ ご使用場所 仙台市青葉区 本町1丁目 7-1		⑤ 当月請求予定額 (消費税等相当額再掲: XXX円) ⑥ 支払期日 XX年 XX月 XX日 ⑦ 口座振替予定日 当月分料金の振替日はXX月XX日となります。 ⑧ 次回検針日 XX月 XX日 ⑨ 昨年XX月のご使用量および料金はXX日のご使用で、X,XXXkWh, XX,XXX円でした。				⑬ 口座振替ご利用のお客さまへ 電気料金振替領収証 (XX月XX日振替分) XX年XX月分 ご使用期間(月/日) XX/XX~XX/XX 契約種別 従量電灯B ご使用量(kWh) XX,XXX 振込金額 XX,XXX 消費税等相当額再掲 XXX	
⑩ 燃料費調整単価 (1kWhあたり) XX月分 XX円 XX銭 ⑪ 再エネ発電賦課金単価 (1kWhあたり) XX月分 XX円 XX銭		供給地点特定番号 ⑭ 02-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX				印紙税申告納付につき仙台北 税務署申請	
① 矢印の方向にゆっくりとお開きください。②の欄に開き、両面ともお読みください。③ ④ 本号にこの用紙が貼られている場合は、中に記載の通りお読みください。⑤		本状で請求額を請求いたしません。					

2 申請手続き等（申請書類の例）

No. 2 電気料金の支払い状況が確認できる書類

領収書、振込明細書等の写し

※No.1の書類で確認できる場合は、添付を省略できます。

※引落とし通帳の写しでも可とします。

23-05-31	振込	〇〇電力株式会社	120,000	XXXX

2 申請手続き等（申請書類の例）

No. 3 添付書類「法人税確定申告書」

OCR入力用 - この用紙はとじこまないでください。 (法) F B 0 6 1 3

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリカ) 法人名 (フリカ) 法人番号 (フリカ) 代表者 (フリカ) 代表者住所

清算グループ整理番号 清算法人整理番号 法人区分 事業種目 同非区分 旧納税地及び旧法人名等 添付書類

青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 通算日付付 確認 庁 認定 局 認定 事務等 区分 年 月 日 申告区分 法人税 () 増徴税 () 地方 () 法人税 () 増徴 ()

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書 (中間申告の場合 令和 年 月 日) (の計算期間 令和 年 月 日) 通算明細書提出の有無 () () 税理士法第30条の書面提出者 () () 税理士法第33条の2の書面提出者 () ()


①直近決算期分が必要

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1					控 所得税の額 (別表六「1」の①)	16				
法人税額 (48) + (49) + (50)	2					の 控除した金額 (12)	19				
法人税額の特例控除額 (別表六「A」5)	3					控除されなかった金額 (18) - (19)	20				
税額控除超過額相当額の加算額	4					この 所得税額等の累付金額 (20)	21				
課税土地譲渡利益金額 (別表六「B」5)	5				0 0 0	中 期 納 付 額 (14) - (13)	22				
同上に対する税額	6					欠損金の繰戻しによる累付請求税額	23				
健康保険金 (62) + (63) + (64)	7				0 0 0	計 (21) + (22) + (23)	24				
同上に対する税額 (別表三「-」8)	8				0 0						
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9					この 申告による累付金額					
仮払法人税額 (別表三「1」)	10					この申告が修正申告である場合のこの申告により修正される法人税額又は減少する累付請求税額 (57)	25				0 0
仮払法人税額に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11					欠損金等の当期控除額 (別表七「4」の①(仮払七「9」) 新しく追加した金額(別表七「1」)	26				
控除税額 (別表三「2」)	12					翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七「1」の合計)	27				
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13				0 0	この 申告による累付金額					
中間申告分の法人税額	14				0 0	外国税額の累付金額 (67)	41				
差引積立 (中間申告の場合はその法人税額(別表三「1」)マイナス(別表三「14」)の場合(12)~本人)	15				0 0	中 期 納 付 額 (39) - (38)	42				
法人税額 (別表三「1」)	16					計 (41) + (42)	43				
法人税額 (別表三「1」)	17					この申告が修正申告である場合のこの申告により修正される地方法人税額 (61)	44				0 0
課税標準法人税額 (28) + (29)	28				0 0 0	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 (剰余金の分配)の日 令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日					
地方法人税額 (53)	29					剰余金の累 剰余金の分配の日 令和 年 月 日					
課税標準法人税額 (別表六「二」付表六「14」の計)	30				0 0 0	累 付 する 金額 控除等 (別表七「1」)					
地方法人税額 (53)	31					銀行 本店・支店 郵便局等					
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六「二」付表六「14」の計)	32					会 社 組合 員 個 所 預 金					
課税標準金額に係る地方法人税額 (54)	33					農 協 農 協 農 協 農 協					
所得地方法人税額 (31) + (32) + (33)	34					口 庫 番号 会 社 上 銀行の 貯金口座番号					
仮払地方法人税額 (別表三「1」)	35					※ 税務署処理欄					
仮払地方法人税額に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	36										
外国税額の控除額 (30) - (31) - (32) - (33)	37										
差引地方法人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38				0 0						
中間申告分の地方法人税額	39				0 0						
差引積立 (中間申告の場合はその法人税額(別表三「1」)マイナス(別表三「14」)の場合(12)~本人)	40				0 0						

税理士名

2 申請手続き等（申請書類の例）

No. 3 添付書類「法人事業概況説明書」



法人事業概況説明書

FB1006

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手紙ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

法人名	法人番号()	事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	整理番号	税務署 処理欄
	電話()	自社ホームページの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (自社ホームページアドレス)		
1 事業内容	()業	(1) 国内支店・店舗数	(2) 国内子会社の数	海外子会社の数
	支店・店舗数	支店・店舗数	海外子会社	海外子会社
	支店・店舗数	支店・店舗数	海外子会社	海外子会社
	支店・店舗数	支店・店舗数	海外子会社	海外子会社
4 期末従業員等の状況	(1) 常勤従業員	(1) P C の利用状況	(2) 管理者の氏名	代表者との関係
	(2) 非常勤従業員	(2) P C の利用状況	(3) 管理者の氏名	代表者との関係
	(3) パート従業員	(3) P C の利用状況	(4) 管理者の氏名	代表者との関係
	(4) 役員	(4) P C の利用状況	(5) 管理者の氏名	代表者との関係
10 主要科目	売上(収入)高	特別損失	税金引前当期損益	
	売上(収入)原価	税金引前当期損益	税金引前当期損益	
	売上(収入)総利益	税金引前当期損益	税金引前当期損益	
	売上(収入)総利益	税金引前当期損益	税金引前当期損益	

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

10主要科目・11代表者に対する報酬等の金額の各欄は、千円単位で記載してください。

この用紙はどのように保管してください。

注1 ①の項に売上原価に算入される諸費、当期化諸費においては、売上利益算出科目を記載してください。

注2 当期化諸費については、当期化諸費には未収利息、買掛金等には未払利息を記載してください。

注3 当期化諸費については、当期化諸費には未収利息、買掛金等には未払利息を記載してください。

注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貸付金・借入金・貸付金・借入金・貸付金・借入金・貸付金・借入金にそれぞれ記載してください。

2 申請手続き等（申請書類の例）

No. 3 （個人事業主の場合）添付書類「確定申告書」

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0125

令和4年分が必要

市県民税申告書の控えでも可とします。

第一表（令和元年分以降用）
復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

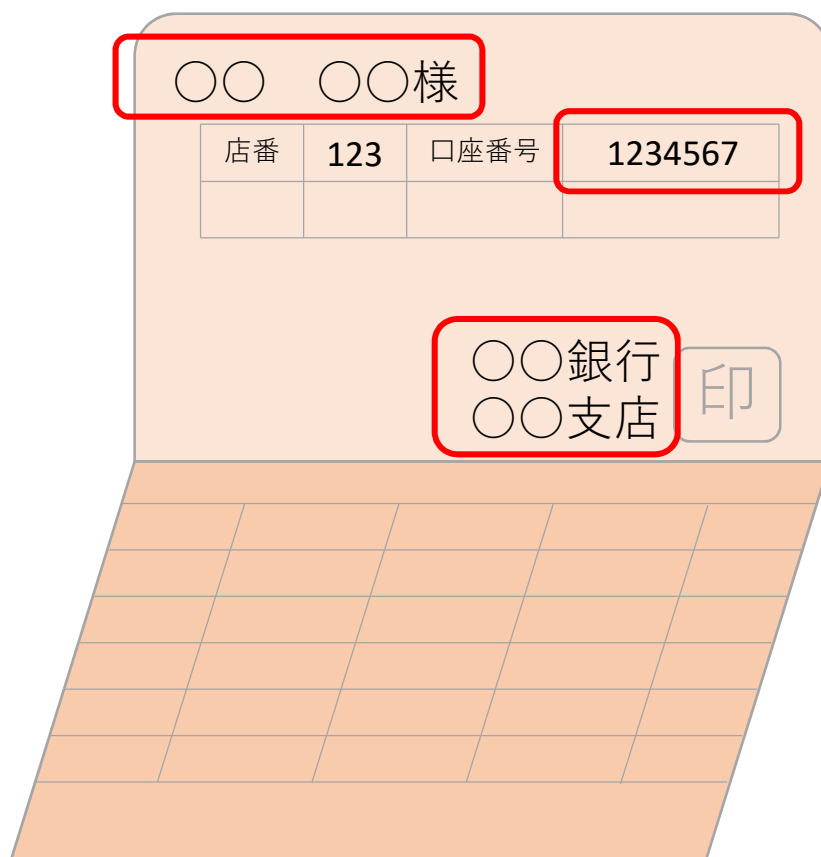
収入金額等	種類	金額		税	金額
		課税される所得金額	税額		
収入金額等	事業等	ア		課税される所得金額 (9)-(23)又は第三表上の⑨に対する税額又は第三表の⑨	000
	農業	イ		配当控除	
	不動産	ウ		配当控除	
	利子	エ		配当控除	
	配当	オ		配当控除	00
	給与	カ		配当控除	
	雑	キ		配当控除	
所得金額	総合課税	短		復興特別所得税額 (41) × 2.13%	41
	一時	サ		所得税及び復興特別所得税の額 (41)+(42)	42
	事業等	①		外国税額控除	43
	農業	②		源泉徴収税額	44
	不動産	③		申告納税額 (42)-(43)-(44)	45
	利子	④		予定納税額 (第1期分・第2期分)	46
	配当	⑤		第3期分 納める税金の税額 (45-46)	47
	給与	⑥		還付される税金	48
	雑	⑦		配偶者の合計所得金額	49
所得から差し引かれる金額	総合課税・一時	⑧		専従者給与(控除)額の合計額	50
	合計	⑨		青色申告特別控除額	51
	社会保険料控除	10		雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	52
	小規模企業共済等掛金控除	11		未納付の源泉徴収税額	53
	生命保険料控除	12		本年分で差し引く繰越損失額	54
	地震保険料控除	13		平均課税対象金額	55
	寡婦・寡夫控除	14	0000	変動・臨時所得金額	56
	勤労学生・障害者控除	15	0000	申告期限までに納付する金額	57
	配偶者(特別)控除	16	0000	延納届出額	58
	扶養控除	19	0000	延納届出額	000
基礎控除	20	0000	延納届出額	000	
⑩から⑳までの計	21		延納届出額	000	
雑損控除	22		延納届出額	000	
医療費控除	23		延納届出額	000	
寄附金控除	24		延納届出額	000	
合計 (⑨)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)	25		延納届出額	000	

（税務士 署名押印 必要）

2 申請手続き等（申請書類の例）

No. 4 振込口座が確認できる通帳の写し

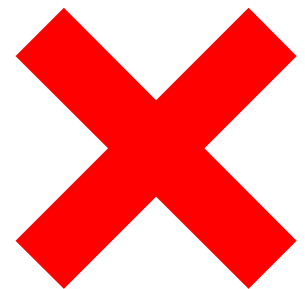
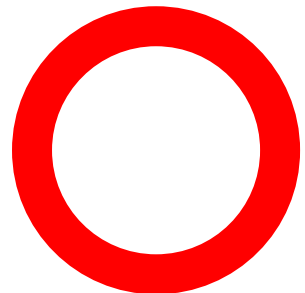
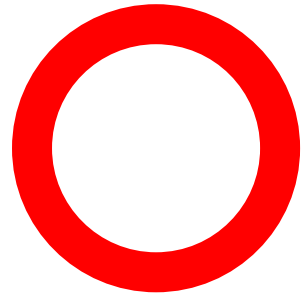
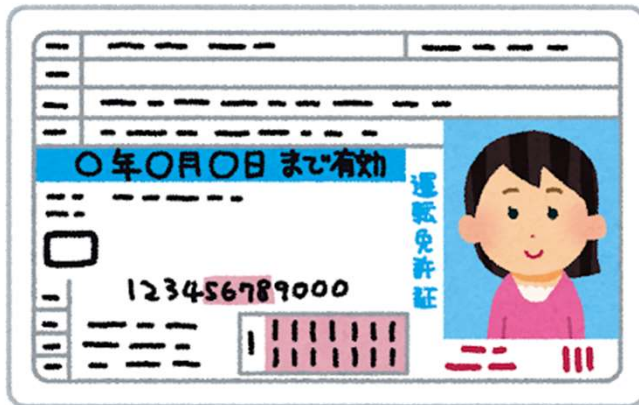
- 通帳を開いた1・2ページ目の写し
- 法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
- 振込先の口座は申請者本人名義の口座に限ります。



2 申請手続き等（申請書類の例）

No. 5（個人事業主の方のみ）添付書類「本人確認書類の写し」

- 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証等のいずれか一つのコピー



※マイナンバーカードの通知カードは身分証明となりません。

2 申請手続き等（紙で申請する場合）

No. 6 支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書（おもて）

<p>様式第1号（第5条関係）</p> <div style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 150px;">記載例</div> <p style="text-align: right; color: red;">令和 5 年 10 月 3 日</p> <p>大仙市高压電気契約事業者支援給付金支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書</p> <p>大仙市長 様</p> <div style="margin-left: 300px;"> <p>〒 014-8601</p> <p>所在地 大仙市大曲花園町1-1</p> <p>商号 株式会社大仙市商事</p> <p>代表者職・氏名 代表取締役 大仙 太郎</p> <p>TEL 0187-63-1111</p> <p>e-mail shoko@city.daisen.lg.jp</p> </div> <p>下記事項に同意の上、大仙市高压電気契約事業者支援給付金を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 給付後も事業を継続する意思があること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申請内容を確認するため、市から報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申請内容に虚偽が認められた場合、給付金の取消し又は返還に応じること。</p> <p>1 給付申請額</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 300px;"> <tr> <th style="text-align: center;">給付申請額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">1,000,000 円</td> </tr> </table> <p>2 振込先口座</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 600px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">金融機関</th> <th style="width: 30%;">本・支店名</th> <th style="width: 40%;">預金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田 銀行・信金 農協・()</td> <td>本店 大曲 支店</td> <td>普通・当座</td> </tr> <tr> <th colspan="2">口座番号（右詰）</th> <th>口座名義人（カタカナ）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 2 3 4 5 6 7</td> <td colspan="2" style="text-align: center; color: red;">カ) ダイセンシシヨウジ</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象月分及び前年同月分の電気料金に係る契約名義、事業者の名称、使用場所、契約種別、電気料金等がわかる書類の写し（電気料金請求書等） (1)の電気料金の支払い状況が分かる書類（領収書、振込明細等） 直近決算期の法人税確定申告書及び法人事業概況説明書の写し ※個人事業主の場合は、令和4年確定申告又は市県民税申告の収支内訳書の写し 振込通帳の写し（通帳表紙の見開き部分） 個人事業主は、身分証明書の写し <p style="text-align: right;">（裏面へ続きます）</p>	給付申請額	1,000,000 円	金融機関	本・支店名	預金種別	秋田 銀行 ・信金 農協・()	本店 大曲 支店	普通 ・当座	口座番号（右詰）		口座名義人（カタカナ）	1 2 3 4 5 6 7	カ) ダイセンシシヨウジ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">受付</td> <td style="text-align: center;">入力</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	受付	入力		
給付申請額																			
1,000,000 円																			
金融機関	本・支店名	預金種別																	
秋田 銀行 ・信金 農協・()	本店 大曲 支店	普通 ・当座																	
口座番号（右詰）		口座名義人（カタカナ）																	
1 2 3 4 5 6 7	カ) ダイセンシシヨウジ																		
受付	入力																		

2 申請手続き等（紙で申請する場合）

No. 6 支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書（うら）

（裏面）

4 電気料金増加額の確認

①令和5年 <u>7</u> 月 電気料金	3,500,000	円
②令和4年 <u>7</u> 月 電気料金	1,500,000	円
③電気料金の増加額（①－②）	2,000,000	円
④給付申請額（③×1/2） ※1,000円未満を切捨てた額	1,000,000	円

（申請額を記入する際の注意）

※①及び②は、1月から9月までの任意の月の支払った電気料金を記入してください。

※1事業者当たりの「③電気料金の増加額」は、税込み5万円以上であることが要件となります。

※「④給付申請額」は、1,000円未満を切捨てた金額を記入してください。1事業者当たりの上限額は、100万円です。

※ 前に電気料金高騰経営支援給付金を受給している事業者は、下の項目に記入し、⑨今回給付申請額を確認してください。

※契約口数が複数の場合は、①及び②それぞれ合計金額を記入してください。

（電気料金高騰経営支援給付金の受給者はこちらにも記入してください。）

⑤令和5年 _____ 月 電気料金		円
⑥令和4年 _____ 月 電気料金		円
⑦電気料金の増加額（⑤－⑥）		円
⑧ 給付額（⑦×1/2） ※1,000円未満を切捨てた額とし、上限額50万円		円
⑨今回給付申請額（④－⑧） ※1,000円未満を切捨てた額		円

2 申請手続き等

(6) 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を支給します。

(7) 通知等

申請書類の審査の結果、本給付金を支給する旨の決定をしたときは、後日、「支給決定通知書兼額の確定通知書」を送付します。また、申請書類の審査の結果、本給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、「不支給決定通知書」を送付します。

なお、「支給決定通知書兼額の確定通知書」は給付金の振込後に送付される場合があります。

(8) その他

- ① 本給付金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、大仙市は本給付金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は給付金を返還しなければなりません。
- ② 申請内容に不正があった場合など、必要がある場合は給付金の支給を受けた事業者名等を公表する場合があります。